令和3年第5回岩泉町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月27日)

出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
欠席議員
職務のため議場に出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開議の宣告
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・議案第1号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
閉 会 の 宣 告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
署 名

令和3年第5回岩泉町議会臨時会会議録(第1号)								
招集年月日令和 3年 7月21日								
招集の場所岩泉町議会議事堂								
開会、開議、散会	開	開 会 令和 3年 7月27日 午前10時00分						
延会、閉会の日時	閉:	会 令	·和 3年	5 7月	27日	午前1	0時16	分
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) (、R例) (、R) (、R)	議員番号	氏	名	出欠の別	議員番号	氏	名	出欠の別
	1	千 葉	泰彦	0	9	早 川	ケン子	0
	2	佐藤	安 美	0	1 0	三田地	和彦	0
	3	畠山	昌 典	0	1 1	合 砂	丈 司	0
	4	畠山	和英	0	1 2	三田地	泰 正	0
	5	八重樫	龍 介	0	1 3	菊地	弘 已	0
	6	三田地	久 志	0	1 4	野舘	泰喜	0
	7	林 﨑	竟次郎	0				
	8	坂本	昇	0				

-				
会議録署名議員	1 0 番	三田地 和 彦	1 1 番	合 砂 丈 司
云巌蛷者名 巌貝	1 2 番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木 宏 幸
地方自治規の説明した名は、大きの説明により出席により出席にための際になった。	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日	程別紙議	事日程のと	おり	
会議に付した事	事件 別 紙	の と お	5 Ŋ	
議事の経	過別紙	の と お	5 Ŋ	

令和3年第5回岩泉町議会臨時会

議 事 日 程(第1号)

令和 3年 7月27日 (火曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 5 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて

閉会の宣告

◎開会の宣告

○議長(野舘泰喜君) ただいまから令和3年第5回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(野舘泰喜君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(野舘泰喜君) 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野舘泰喜君) 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、三田地和彦さん、11番、 合砂丈司さん、12番、三田地泰正さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長(野舘泰喜君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、7月27日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野舘泰喜君) 日程第3、議案第1号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長(三浦英二君) 議案第1号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について。

岩泉町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項 第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年7月27日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることに伴い、所要の 整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

参考資料をおつけしております新旧対照表を御覧願います。これまでは、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードでございますが、これの再発行は市町村の事務とされておりまして、本町の手数料条例に定め、徴収をしてきたところでございます。今回法律改正によりまして、地方公共団体情報システム機構、これがマイナンバーカードを発行するものとして明確に規定をされ、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務につきましては、当該機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれました。このため、今後は本町と地方公共団体情報システム機構、これの間で手数料条例に関する委託契約を締結することによりまして、本町窓口において再発行の手数料の徴収を行うこととなります。このため、新旧対照表の1ページ、第2条の表におきまして、20、個人番号カードの再発行手数料の項を削り、同表21の項から26の項までを1項ずつ繰り上げようとする一部改正でございます。

附則におきまして、この条例は令和3年9月1日から施行をお願いするものでございます。 ご審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長(野舘泰喜君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正さん。

○12番(三田地泰正君) この再発行の手続をした場合に、すぐその日に窓口でできるのか、ある

いは何時間かかかるのかお伺いします。

- ○議長(野舘泰喜君) 山岸町民課長。
- ○町民課長(山岸知成君) お答えいたします。

再発行自体は、先ほど説明があった機構のほうが発行するものですから、申請後時間を要する ところです。その時間ですけれども、以前であれば3か月とかかかっていたところもあったよう ですけれども、最近であれば1か月程度で再発行されているようです。

以上です。

○議長(野舘泰喜君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野舘泰喜君) 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野舘泰喜君) 日程第4、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長(三浦英二君) 議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産。種別、消防ポンプ自動車 (CD-1型)。車名、日野デュトロ。数量、1台。 契約金額、2,222万円。
 - 2、取得の方法。買入れ。
- 3、契約の相手方。住所、紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14。氏名、互光商事株式会社、代表取締役、玉川康介。

令和3年7月27日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消防活動の用に供する消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料1に消防ポンプ自動車の概要、参考資料2に車両外観図をおつけしております。納期は、令和4年2月4日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野舘泰喜君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野舘泰喜君) 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野舘泰喜君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野舘泰喜君) 日程第5、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長(三浦英二君) 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産。種別、学校給食共同調理場調理用備品。品名、真空冷却機。数量、1台。ガススチームコンベクションオーブン、1台。給湯用ボイラー、1台。契約金額、1,056万円。
 - 2、取得の方法。買入れ。
- 3、契約の相手方。住所、盛岡市本町通3丁目19番6号。氏名、三機商事株式会社、取締役社 長、高原三雄。

令和3年7月27日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。学校給食共同調理場の調理用備品を買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料に取得財産の型式、設置場所を記載してございます。納期は、令和4年 1月12日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野舘泰喜君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本昇さん。

○8番(坂本 昇君) お伺いします。

この3備品ともすぐにでも欲しいような備品と見受けました。ところが、納期が来年の1月12日ということで、5か月から6か月かかるということなのですが、物によっては真空冷却機であり、給湯用ボイラーであったり、更新が可能なのは早めに納品をしてもらうというふうな考えはしているのかどうかお願いします。

- ○議長(野舘泰喜君) 佐々木教育次長。
- ○教育次長(佐々木 剛君) お答えいたします。

確かにこの備品、3種類ございますので、それぞれ製造の日数、それから据付等の日数に違いがございまして、一番納期がかかると見込んでおりますのがボイラーでございまして、これが大体2か月ぐらい製造にかかります。その後、設置に1週間から10日程度見込んでおりまして、その関係で給食を止めないで備品の入替え等もするということを考えておりまして、この温水ボイ

ラーにつきましてはどうしても冬休みになるのかなということで、このような納期の設定といた しましたが、早めに納められるものについては、設置が短いものもございますので、それらにつ いては早めに設置するような形で進めたいと考えております。

- ○議長(野舘泰喜君) 6番、三田地久志さん。
- ○6番(三田地久志君) それぞれの値段というか、単価が分かればお知らせください。
- ○議長(野舘泰喜君) 佐々木教育次長。
- ○教育次長(佐々木 剛君) お答えいたします。

真空冷却機でございますが、これは449万6,000円、それからガススチームコンベクションオーブンが329万円、給湯用ボイラーが277万4,000円で、合わせまして1,056万円ということでございます。

- ○議長(野舘泰喜君) 6番、三田地久志さん。
- ○6番(三田地久志君) 値段は分かりました。

それで、真空冷却機とガススチームコンベクションオーブン、これはどういう場合に使うのか という、それぞれ用途をお知らせ願えればありがたいなと。

- ○議長(野舘泰喜君) 佐々木教育次長。
- ○教育次長(佐々木 剛君) お答えいたします。

まず、スチームコンベクションオーブンでございますけれども、これはスチーム機能とオーブン機能を持った加熱調理器ということになっておりまして、焼き物ですとか蒸し物、煮物、いため物、ボイル等、様々な機能がございます。そこで、このスチームコンベクションオーブンで処理したものを真空冷却機のほうに持っていきまして、そこで急速に冷却をすると。真空冷却機等は、あえ物料理に主に使うということになっております。

○議長(野舘泰喜君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野舘泰喜君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(野舘泰喜君) 本日の日程は以上で全部終了し、会議を閉じます。

令和3年第5回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前10時16分)



この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

 議
 長

 野館泰喜

 署名議員
 三田地和彦

 署名議員
 合砂文司

 署名議員
 三田地泰正